

ご指摘への回答

令和3年5月7日

国土交通省住宅局住宅生産課

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課

【ご指摘①】

①の算定根拠ですが、推測通り、先の回答は H28 に適合義務化を予定していた際の試算と回答しています。本来、適合義務化を見送っても当初目標を達成できるとした根拠を示すべきです。「適合義務化を見送った後の H31 に変更された試算条件の開示」が必要です。

【国土交通省 回答】

別紙1のとおり回答します。

【ご指摘②】

②のダブルカウントですが、問題は大きく残っていそうです。

主に経産省側になると思いますが、以下の情報開示が必要と考えます。

- ・ 導入台数 2012→2030 の根拠
（CO2HP 400-万>1400万 潜熱 340-→2700万 燃料電池 5.5-→530万
- ・ 高効率給湯機の導入 268.6kL の算定根拠
- ・ うち住宅省エネ適合分 35.9万 kL の控除根拠
- ・ 高効率照明 2030年ほぼ100%の根拠
- ・ 高効率照明の導入 201.1kL の算定根拠
- ・ うち住宅省エネ適合分 26.9万 kL の控除根拠

【経済産業省 回答】

別紙2のとおり回答します。

【ご指摘③】

追加ですが、最終的な省エネ kL の算出において、最後の補正值が不明となっています。当方も推測してみましたが、添付ファイルの計算全体の正誤を確認いただけるよう、国交省にお伝えいただければ幸いです。

【国土交通省 回答】

ご指摘の点については、前回（令和3年4月7日）の回答の記述に漏れがあったため、今回のご指摘①に対する回答（別紙1）を併せてご参照ください。一定の前提条件に基づき算出した試算値について、基準時点における最終エネルギー消費量とすりあわせるための補正(0.71倍)を行うとともに、電力由来の一次エネルギー消費量（新築：25%相当分、改修：26%相当分）については電力 1kWh 当たりの熱量（3.6MJ/kWh）を建築物省エネ法に基づく告示の係数（9.76MJ/kWh）で除した値を用いて最終エネルギー消費量への換算（ $\times 3.6/9.76$ ）を行っています。